

# 指 名 競 争 入 札 結 果

担 当 課	企 画 総 務 部 財 政 課	予定価格（税抜き）	4,540,000 円		
工 事 名	魚津市庁舎北面パラペット修繕工事				
工 事 場 所	魚 津 市 積 迦 堂 一 丁 目 地 内				
入 札 年 月 日	令 和 元 年 11 月 21 日 第 1050 号				
業 者 名	第 1 回 (円)	消 費 税	落 札 金 額	順 位	摘 要
株式会社 関口組	4,500,000	450,000	4,950,000	1	落札
朝野工業 株式会社	4,520,000			2	
山形建鐵 株式会社	4,530,000			4	
株式会社 東城	4,540,000			5	
千田建設 株式会社	4,520,000			2	

調査基準価格（税抜き）	3,789,000 円
-------------	-------------

指名業者数	第2条による (標準)	第4条による (適用除外理由: )
-------	----------------	----------------------

選定基準	第3条第2項別表による (標準)	第3条第2項ただし書による (1) 関連工事 (2) 継続工事 (3) 近接工事 (4) 近接営業所 (5) 格付け業者が少数 (6) その他特別な理由	第4条による (適用除外理由: 特別な理由)
------	---------------------	--	---------------------------

配慮事項	第3条第3項 (1) 不誠実な行為の有無 (2) 経営状況 (3) 当該建設工事等に対する地理的条件 (4) 手持の建設工事等の状況 (5) 当該建設工事等の施工に対する技術的特性 (6) 安全管理の状況 (7) 労働福祉の状況
------	---

引用: 魚津市建設工事等指名業者選定基準

# 指 名 競 争 入 札 結 果

担 当 課	企 画 総 務 部 財 政 課	予 定 価 格 ( 税 抜 き )	2, 222, 000 円		
工 事 名	県 単 独 農 業 農 村 整 備 事 業 水 路 改 修 工 事 ( 下 椿 )				
工 事 場 所	魚 津 市 下 椿 地 内				
入 札 年 月 日	令 和 元 年 11 月 21 日 第 1043 号				
業 者 名	第 1 回 ( 円 )	消 費 税	落 札 金 額	順 位	摘 要
有限会社 坪崎建設	2, 220, 000			5	
有限会社 川瀬組	2, 200, 000	220, 000	2, 420, 000	1	落札
高橋土建	2, 210, 000			2	
有限会社 高橋建設	2, 210, 000			2	
	2, 210, 000			2	

調査基準価格 (税抜き)	1, 848, 000 円
--------------	---------------

指名業者数	第2条による (標準)	第4条による (適用除外理由: )
-------	----------------	----------------------

選定基準	第3条第2項別表による (標準)	第3条第2項ただし書による (1) 関連工事 (2) 継続工事 (3) 近接工事 (4) 近接営業所 (5) 格付け業者が少数 (6) その他特別な理由	第4条による (適用除外理由: )
------	---------------------	--	----------------------

配慮事項	第3条第3項 (1) 不誠実な行為の有無 (2) 経営状況 (3) 当該建設工事等に対する地理的条件 (4) 手持の建設工事等の状況 (5) 当該建設工事等の施工に対する技術的特性 (6) 安全管理の状況 (7) 労働福祉の状況
------	---

引用: 魚津市建設工事等指名業者選定基準

# 指 名 競 争 入 札 結 果

担 当 課	企 画 総 務 部 財 政 課	予 定 価 格 ( 税 抜 き )	1,954,000 円		
工 事 名	県単独森林整備事業 林道黒谷1号線改良工事				
工 事 場 所	魚 津 市 黒 谷 地 内				
入 札 年 月 日	令 和 元 年 11 月 21 日 第 1035 号				
業 者 名	第 1 回 ( 円 )	消 費 税	落 札 金 額	順 位	摘 要
株式会社 岩崎技建	1,920,000			2	
伊藤建設 株式会社	1,930,000			3	
長田建設 株式会社	1,900,000	152,000	2,052,000	1	落札
有限会社 若林組	1,930,000			3	

調査基準価格 (税抜き)	1,645,000 円
--------------	-------------

指名業者数	第2条による (標準)	第4条による (適用除外理由: )
-------	----------------	----------------------

選定基準	第3条第2項別表による (標準)	第3条第2項ただし書による (1)関連工事 (2)継続工事 (3)近接工事 (4)近接営業所 (5)格付け業者が少数 (6)その他特別な理由	第4条による (適用除外理由: )
------	---------------------	--	----------------------

配慮事項	第3条第3項 (1)不誠実な行為の有無 (2)経営状況 (3)当該建設工事等に対する地理的条件 (4)手持の建設工事等の状況 (5)当該建設工事等の施工に対する技術的適正 (6)安全管理の状況 (7)労働福祉の状況
------	--

引用:魚津市建設工事等指名業者選定基準